資料１－１

議題１：「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対策ガイドライン」への対応と今後の予定について（豊橋市提出）

市名	回答 （１）各市の対応と今後の予定等（スケジュールを含む。）について
名古屋市	愛知県下における事前避難対象地域の考え方等について県・他市町村と連携して検討した後、本市の対応について各局とともに検討していく。そして、本市の対応のあり方について、令和2年度の地域防災計画の改正にて反映することを予定している。
豊橋市	議題提出市
岡崎市	南下トラフ地震の臨時情報が発表された際の対応については、暫定措置として災害対策本部を設置し50名程度による警戒体制をとることとしている。 南海トラフ地震防災対策推進計画については、今後の県の対応と整合をとる必要があることから、県の検討状況を注視しながら検討し、今年度中の修正を目指す。
一宮市	当該ガイドラインの内容を踏まえ、地域防災計画および事業継続計画（BCP）について修正・改訂を行うとともに、出張講座等を通じて当該内容の市民への周知を図る。
瀬戸市	市民に対して臨時情報の提供に努めるとともに、必要に応じて警戒等の対応をします。
半田市	地域防災計画には既に推進計画について記載されているため、不足部分の書き足しや既に記載されている部分の修正について検討を行い、修正を行う予定。 令和元年１１月修正予定。
春日井市	当市は、南海トラフ地震防災対策推進計画について地域防災計画で定めています。 また、津波浸水想定区域の指定が無く、事前避難対象地域の指定は行いません。 今後の予定については、南海トラフ地震臨時情報が気象庁から発表された場合の当市の対応等を検討します。
豊川市	本市は、いわゆる「３０分３０ｃｍ」には該当しないため、現時点では、事前避難対象地域の設定は不要と解釈していますが、県内市町村の今後の動向を注視していきたいと考えております。 また、本市地域防災計画の修正につきましては、東三河地域で統一した変更を目指すこととしております。
津島市	市地域防災計画については愛知県地域防災計画に合わせて修正していく。 事前避難対象地域の設定等、防災対応については国や県の方針及び他市町村の動向を確認しながら進めていく。
碧南市	詳細な対応とその時期については未定。近隣市と歩調を合わせて、対応を決定していきたいと考えている。
刈谷市	現状、対応や予定について決まっていることはなく、愛知県や近隣自治体の動向等を情報収取しつつ、対応等を検討していきます。
豊田市	ガイドラインに従い、令和元年度末までに具体的な防災減災対応を検討し、令和２年度から実施予定。 （調整事項） ・南海トラフ西側で地震が発生した場合に備えた避難勧告等の発令のタイミング、発令地区の検討、避難場所の確保など ・土砂災害や液状化の発生を見据えた避難勧告エリアの決定と、避難場所の確保
安城市	県の方針決定後に市の対応を検討していきたい。 スケジュール等は未定。

市名	回答 （１）各市の対応と今後の予定等（スケジュールを含む。）について
西　尾　市	県の計画が示された後、県の計画をもとに市の計画を作成する予定です。 スケジュールについては未定です。
蒲　郡　市	令和元年８月・９月に開催予定の東三河地域防災協議会での協議内容を受けて１１月から１２月頃までに庁内で検討会議を行い、令和２年２月の蒲郡市防災会議で中間報告を行う予定です。 また、令和２年３月末までに検討事項に対する方向性のとりまとめと従来の対応方針の見直しを行い、令和２年４月から令和３年１月末までに地域防災計画案を作成する予定です。今後、東三河地域で協議を重ね、統一した地域防災計画の修正を目指します。
犬　山　市	本市は、南海トラフ地震で発生する津波浸水想定において、水深30cm以上の浸水が想定される区域に該当しないため、「半割れケース」が発生した際も、住民に対し避難を促すような情報発信は行わない方針としています。ついては、今回新たに公表されたガイドラインに基づき、行政の対応を変更する予定はありません。 これまで同様、「南海トラフ地震に関連する臨時情報」が発表された際は、地震に備えるよう、注意喚起のみを行っていく方針です。
常　滑　市	未定です
江　南　市	出される情報における非常配備体制の確認を実施。 今後の予定は特になし。
小　牧　市	愛知県の南海トラフ地震防災対策推進基本計画が変更されたことから、それらを参考に次年度以降地域防災計画を修正する予定です。
稲　沢　市	検討中。
新　城　市	年度内において、各市の状況を見て検討する。
東　海　市	臨時情報の提供開始については、気象庁発行チラシ等を活用し、市防災対策会議において、幹部に説明済み。また、防災会議や市内臨海部企業との会議において、外部機関に説明予定。その他、市としての対応等、地域防災計画の修正および南海トラフ地震防災対策推進計画の策定については、県の動向を踏まえ、対応を検討する。
大　府　市	「南海トラフ地震臨時情報」の発表時の対応について、今年度の地域防災計画の修正時に本市の実情に合わせた内容として変更します。
知　多　市	対応に関しては、現在、検討中であり、今後についても未定です。
知　立　市	現在対応検討中ですが、愛知県のガイドラインに対する方針が示された後に対応を決めることになるかと考えている。
尾張旭市	未定
高　浜　市	防災部局内で情報共有及び話し合いを行っている。 今後については現状未定であるが、県の動向や近隣市町と情報を共有しつつ、対応していく予定。
岩　倉　市	当市では、地域防災計画の変更を例年８月に行っています。そのため、現時点では「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対策ガイドライン」の対応について、必要な情報を収集しながら次年度以降に対応していく予定です。
豊　明　市	南海トラフ地震に関する情報（臨時）が発表されてから収束するまで期間の見通しがつかないことと、地震発生の具体的な可能性が不確定なことから、ただちに避難所を開設したり、避難情報（勧告等）を出したり、各非常配備体制へ移行することはないが、別紙のとおり暫定的に各種対応にあたることとしている。

市名	回答
	（１）各市の対応と今後の予定等（スケジュールを含む。）について
日　進　市	内閣府、気象庁が作成しているリーフレットを活用し、広報紙、ホームページ、行政区内での回覧等の実施を検討。 地域防災計画への反映は、県の計画修正等を参考に、巻末の付録としてガイドライン概要を掲載する方向で検討中。
田　原　市	津波浸水区域（津波災害警戒区域）内の住民全員に対し、避難勧告を発令する予定で検討を進めます。 県、近隣市等と調整し、令和2年度を目途に避難計画を策定する予定です。
愛　西　市	県とのヒアリングで事前避難対象地域が決まったところで対象地域への説明会等を検討していく。また、一週間の避難生活が可能な施設が民間による指定管理なので、業務の仕様書の見直しをしなければならない。
清　須　市	現状、具体的な対応はしておりません。 今後、他の自治体等の様子を見ながら対応する予定でいます。
北名古屋市	県地域防災計画の内容を踏まえた上で、本年度の市地域防災計画修正時に反映予定。また、自主防災会等、地域住民への防災講話の際に、周知を行う。
弥　富　市	現在は特段対応していない。
みよし市	防災担当課内及び教育委員会と情報共有を図っておりますが、具体的な市の対応方針は決まっていなく、スケジュールについても未定です。
あ　ま　市	今後、国の中央防災会議や県の地域防災計画の動向に注視し、その内容に応じて市の地域防災計画等に反映していく。
長久手市	本市での対応はまだ定めていない。 今後、近隣市町のご意見も聞きながら対応を考えて行きたい。

資料１－２
（豊明市）

防災防犯対策課

南海トラフ地震に関連する情報（臨時）発表時の職員対応チェックリスト（暫定版）

従来、本市では近い将来の発生が懸念される東海（南海トラフ）地震に対し、気象庁や内閣府が発表する東海地震予知情報（警戒宣言）等の情報に注意して、これらを非常配備体制の基準に掲げていましたが、平成２９年１１月１日より、より広域的な「南海トラフ地震に関連する情報」の運用が始まったことを受け、本情報に着目し、職員各位へ求められる防災対応を取りまとめました。

南海トラフ地震に関連する情報（臨時）とは

〇南海トラフ沿いで異常な現象※が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか**調査を開始した場合**、または調査を継続している場合（第１号）
〇観測された現象を**調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が**平常時と比べて相対的に**高まったと評価された場合**（第２号）　【以降発表終了まで続報あり】

※紀伊半島より西（東）側の南海トラフ領域におけるMw7クラス以上の地震発生や東海地震予知情報等の判定基準とされるプレート境界面での特異な現象を指す。

この情報が発表されたときは、平常時と比べて
南海トラフ地震発生のリスクが高い**状態になっています！**

ただし、情報が発表されてから収束するまで期間の見通しがつかないことと、地震発生の具体的な可能性が不確定なことから、ただちに避難所を開設したり、避難情報（勧告等）を出したり、各非常配備体制へ移行することはありません。まず、**災害対策本部員会議を速やかに開催**し、今後の方針を検討します。
職員各位におかれましては、非常配備体制の如何によらず、迅速に下記事項の確認及び対応を実施していただき、地震に対する**最大限の警戒**を払ってください。

防災対応チェックリスト

家族の居場所の把握と、非常時の連絡手段及び集合場所の確認		非常配備体制の再確認（班分け、役割等）	
自宅と通勤路での危険箇所の確認		避難所・避難場所等の再確認	
職場での危険箇所の確認（危険なスペース等は利用禁止）		本部員会議へ必要に応じ情報提供（窓口は防災防犯対策室）	
水・食料等の備蓄強化		利用者及び職員の安全確保、避難誘導（経路）の確認	
重要な書類や機材等の保護（電子データのケア含む）		職員間の非常時の連絡手段（安否確認手段）の確認 ※すぐメール、所属内での共有	
関係機関との情報共有		ＢＣＰ（事業継続計画）の再確認	
各課所管施設等の安全確認・点検及び利用者への呼びかけ		業務が一時中断する可能性を見越したスケジュール調整（不急の業務は先送りにする）	
市民等からの問合せ対応等を適切に行うための所属内調整		ヘルメットや懐中電灯等の安全用品を身の回りに置く	